

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

香川県教育委員会

**香川県教育委員会規則第7号**

**公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当の支給) 第20条 略	(管理職手当の支給) 第20条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に同条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。 (1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>76,500円</u> (2)～(8) 略 2～4 略
(特殊勤務手当の支給) 第21条 略 2・3 略 4 略 (1)～(3) 略 (4) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき <u>5,100円</u> （任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、 <u>6,000円</u> ） (5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務し	(特殊勤務手当の支給) 第21条 略 2・3 略 4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。 (1)～(3) 略 (4) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき <u>4,250円</u> （任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、 <u>5,000円</u> ） (5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務し

た職員にあっては、当該休日に代わる代休日) 若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は中学校(県立の中学校を除く。)に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。)が指定する日(以下「週休日等」という。)に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき5,100円

(6) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,900円(任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、3,600円)

(7)~(14) 略

(15) 高等学校の職員が有害物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。)を使用する業務に従事した場合は、勤務した日1日につき290円

5・6 略

た職員にあっては、当該休日に代わる代休日)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は中学校(県立の中学校を除く。)に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。)が指定する日(以下「週休日等」という。)に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき4,250円

(6) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,900円(任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、3,000円又は3,600円)

(7)~(14) 略

(15) 高等学校の職員が有害物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第1項第2号ヲに定める有害物をいう。)を使用する業務に従事した場合は、勤務した日1日につき290円

5・6 略

## 附 則

- 1 この規則は、平成29年12月28日から施行する。ただし、第21条第4項第4号から第6号までの改正規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第1項第1号の規定は、平成29年4月1日から適用する。